

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私の母は、祖母に子供達を預け仕事を続けていたので、祖母の老後のことを思い、昭和46年ころに祖母の国民年金の加入手続に行ったところ、既に国民年金に加入していたが、国民年金保険料は未納のままであったことを知り、36年4月から46年3月までの保険料を一括で納め、その後の保険料は、欠かさず納付してきた、と聞いている。その後、祖父の国民年金も未納であることを知ったので、母が、全保険料の半分を負担して、36年4月からの保険料を納めた、と聞いている。それにもかかわらず、祖母の48年1月から3月までの国民年金保険料が未納とされていることには納得できないので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の孫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年7月17日に払い出され、国民年金被保険者資格は36年4月1日にさかのぼって取得していることが確認でき、当該払出時点では、その大半は時効により既に国民年金保険料を納付できなかったものの、申立人の次男の妻は、「昭和46年ころに申立人の保険料を一括で納付した。」と主張しているところ、当

該納付時期は第1回特例納付の時期に当たり、オンライン記録では納付済みであることから、申立人の36年4月から43年3月までの保険料を特例納付により納付したものと推認できる上、オンライン記録及び申立人の所持している国民年金手帳により、同年4月から46年3月までの保険料を追納していることが確認できることから、その主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人の夫の、国民年金手帳記号番号は、昭和45年4月ころ払い出され、36年4月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、当該払出時点では、その大半は時効により既に国民年金保険料を納付できなかったものの、申立人の次男の妻は、「申立人の夫が60歳ころに保険料を一括で納付した。」と主張しているところ、当該納付時期は第2回特例納付の時期に当たり、オンライン記録では納付済みであることから、申立人の夫の同年同月から60歳到達時の49年6月までの保険料を一括納付したものと推認される。

加えて、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、申立人が所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録から、納期限内に納付していることが確認できる上、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立期間を含む申立人の夫の未納期間の保険料を、前述のとおり特例納付していることを踏まえると、申立人夫婦の保険料の未納期間の解消及び保険料の納付に積極的に努めていた申立人の次男の妻の年金に対する意識は高かったものと認められ、申立期間の3か月分の保険料を納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店(現在は、A社C支店)における資格取得日に係る記録を昭和43年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月25日から同年11月1日まで
昭和40年4月1日から現在まで継続してA社に勤務しているが、43年10月24日付け人事異動により本社から同社B店へ転勤した時の厚生年金保険被保険者記録は、本社で同月25日に資格喪失し、同社B店で同年11月1日に資格取得とされており、この間が厚生年金保険被保険者期間とされていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している人事異動に係る辞令、事業主から提出された人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、A社に継続して勤務し(昭和43年10月25日に同社本社から同社B店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B店における昭和43年11月のオンライン記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業主は、「当時の資料が無く不明であるが、支店での取得手続の間違いと思われる。」と回答していることから、事業主が

申立期間の資格取得日を昭和 43 年 11 月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所(当時) は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和53年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和35年8月にA社に入社以来、B社グループ企業に継続して勤務し、現在も厚生年金保険に加入しているが、ねんきん特別便を見て、53年3月にA社から同社C支社に転勤した際に、未加入期間が生じていることが分かった。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿、昭和53年2月分給与台帳（本店控）及び同社の回答により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和53年3月1日にA社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社の昭和53年2月分給与台帳（本店控）の保険料控除額及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の標準報酬月額から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の届出に誤りがあり、保険料は控除していたが納付していないとし

ていることから、事業主が昭和 53 年 2 月 28 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から50年1月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から50年1月まで

国民年金保険料納付記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間については還付済みである旨の回答を受けた。

私はこれまでに、社会保険事務所に厚生年金保険との二重納付であることを理由に国民年金保険料の還付金請求書を提出したことは無く、還付を受けた覚えが無いにもかかわらず、申立期間の保険料が還付済みとされていることには納得できないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金印紙代金納入通知書兼領収書により、申立期間の国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、申立期間は厚生年金保険加入期間であり、制度上、この期間を国民年金保険料の納付済期間とすることはできないことから、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の備考欄には、「48.9～50.1 ￥14,100 S52.11.4 還付決定」と記載され、還付金額に誤りは無い上、還付整理簿の記載内容と一致している。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、申立期間に「納」のゴム印が押された上に斜線が引かれ、「喪失」とゴム印が押されているとともに、同名簿の保険料還付欄には「還付年月日 52.12.26 還付期間 48.9～50.1 ￥14,100」と記載されている上、当該記録は社会保険事務所の記録と一致しており、不自然さは見られない。

加えて、国民年金保険料の還付金の支払いを受けることができる郵便局が、当時、申立人の居住地近隣にあったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月及び同年3月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月
② 昭和48年3月から49年8月まで

昭和48年2月にA県の会社を退職後、婿入り先のB村（現在は、C町）に戻り、同月中に国民年金の加入手続を行った。その後、妻との生活がうまくいかず、実家であるD町で母と同居した。国民年金の加入や保険料を納めた場所がB村役場かD町役場であったかはっきりしないが、49年12月ころに残っていた保険料を納めた気がするので、申立期間について未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年2月に会社を退職後、B村かD町で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、50年4月8日以降に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録から、申立人は同年2月15日に初めて国民年金被保険者となったことが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいても、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付金額及び納付方法等についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 19 日から同年 12 月 10 日まで
② 昭和 38 年 8 月 27 日から 39 年 3 月 4 日まで

私は、昭和 36 年 12 月から 38 年 8 月まで A 社に、同年同月から 39 年 10 月まで B 社に勤務していたが、A 社における 37 年 6 月から同年 11 月までの期間、また、B 社における 38 年 8 月から 39 年 2 月までの期間について厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得ができない。

関連する書類は存在しないが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚 4 人の証言から、期間を特定することはできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認することはできる。

しかしながら、申立期間当時、申立人は、「入社 1 年目の暑い時期に病気により入院し、治癒して復帰したのは秋ころであった。その間は給与はもらっていなかった。」と述べており、申立期間について、事業主から給与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 37 年 6 月 19 日に被保険者資格を喪失し、同年 12 月 10 日に被保険者資格を再取得しており、この記録はオンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所は、平成 10 年 8 月 21 日に適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明であることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、元同僚二人の証言から、申立人が B 社に勤務して

いたことが推認できる。

しかしながら、連絡の取れた元同僚二人のうち一人は、入社と同時に厚生年金保険に加入しているものの、他の一人は、「私は昭和 38 年 9 月に申立人に誘われて入社した。」と述べているところ、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は 39 年 3 月 4 日であることが確認できることから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、当該事業所は、昭和 42 年 10 月 26 日に適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 31 日から同年 12 月 31 日まで

私は、昭和 45 年 6 月 1 日から同年 12 月 29 日まで A 社で働き、失業保険にも加入していた。46 年 5 月 1 日からは、前年同様、同社で修理及びオペレーターとして同年 12 月まで働き、47 年 1 月ころから失業保険を受給していた。

年金の支給時期になり、調べてみたところ、申立期間について厚生年金保険加入記録の無いことが初めて分かった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人の被保険者原票を見ると、「昭和 46 年 5 月 1 日資格取得、同年同月 31 日資格喪失、同年 6 月 11 日返納」と記載されており、特に不自然さは見られず、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、「申立期間当時の月給は 7 から 8 万円。昭和 46 年 5 月 31 日前後に、仕事や契約の変更は覚えが無い。」と供述しているものの、オンライン記録を見ると、申立期間の前年である 45 年 6 月 1 日から同年 12 月 29 日までの標準報酬月額が 5 万 2,000 円ないし 5 万 6,000 円、申立期間の直前である 46 年 5 月 1 日から同月 31 日までの標準報酬月額は 2 万 6,000 円となっており、その供述とは符合しない。

さらに、A 社を名称変更した現在の B 社は、「当時の書類は無く、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。

なお、当時の事業主は既に他界し、複数の役員も他界又は連絡先不明で

ある上、役員を兼ねていた当時の事業主の妻は、「当時の資料は無い。私は事務をしていたが、厚生年金保険加入記録の無い申立期間は、専業主婦のころと思う。事務は女性事務員に任せていた。」と供述しているほか、申立期間ころに厚生年金保険の加入記録のある女性従業員については、一人は連絡先不明、一人は「当時のことは分からない。」と供述している。

また、連絡の取れた当時の役員及び同僚は、「申立人はオペレーターと記憶しているが、厚生年金保険料の控除については知らない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 1 日から 44 年 12 月 31 日まで
当時の状況が分かる資料はアルバムだけであるが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、慰安旅行時のアルバム写真及び従業員の証言等により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社（後にB社に変更）に従業員として勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は昭和43年4月19日から同年10月31日までであるほか、当該事業所は、44年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある従業員は、「昭和42年から勤め、申立人については知っているが、給料から厚生年金保険料を引かれていたかは分からない。当時、保険証は健康保険組合のものであったが、厚生年金保険に入っていないので不思議に思っていた。44年11月から厚生年金保険に入ったのは承知している。」と述べ、申立人が名前を挙げた別の従業員は、「43年1月からA社に勤めた当時、健康保険組合に加入していたが、厚生年金保険に入っていなかった。厚生年金保険に入る前には自分の給料から保険料を引かれていないことははっきり覚えているので、申立人も同じだと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、「当時18人から20人ほど従業員がいた。」と述べているものの、事業所別被保険者名簿を見ると、厚生年金保険の新規適用日に被保険者資格を取得したのは9人であることから、当該事業所では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがう

かがわれる。

加えて、当該事業所の元事業主は所在不明であることから、関連資料及び証言を得ることもできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 7 日から 41 年 1 月 3 日まで
私は、昭和 40 年 5 月 7 日から 41 年 1 月 3 日まで、A社B支社に勤務し、営業をしていた。勤務していた当時の名刺を持っているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び所持している名刺から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社B支社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該事業所の元事業主は、「申立人を厚生年金保険に加入させていたか、申立てどおりの届出を行っていたかは、当時の資料も無く不明である。」と回答している。

また、元事務担当者は、「B支社には、事務員は1人で、それ以外は営業職員であった。営業職員は出入りが激しく、厚生年金保険に加入していない人が多かった。」と述べている。

さらに、元事業主が保管していた社員名を記録した大学ノートの写しを見ると、申立人は、昭和 40 年 5 月にA社B支社に入社した記録となっているものの、同じ行に「40. 6」と記載されていることについて、元事業主は、「申立人は、40 年 6 月に辞めている。」と供述している。

加えて、前記の大学ノートに記載されている 54 人について、オンライン記録により、当該事業所における厚生年金保険の加入記録を確認できたのは 4 人であるほか、同僚照会に回答のあった 1 人は、「当時は、試用期間が 3 か月くらいはあったと思う。私も入社から 3 か月以上経過後に、厚生年金保険に加入している記録となっている。」と述べていることから、当該事

業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に、厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがわれる。

その上、当該事業所における事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において資格を取得した被保険者の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。